

# 始めます! 坂祝町のいじめ防止対策に関する条例(令和3年4月1日施行)

## <ねらい>

全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができ、学校の内外で、いじめが行われなくなるようにすることを目指します。

## <内容>

全ての児童生徒がいじめを行わず、また、他の児童生徒へのいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、児童生徒のいじめに関する理解を深め、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにします。もし、いじめの問題が生じた時は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を守ることを最重要と考え、町、学校、保護者、関係機関は連携して問題を解決できるよう努めます。

## <現在のいじめの定義>

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」  
「いじめ防止対策推進法より」

## 子ども達のために、学校・保護者・地域が力を合わせ、取り組みましょう!

### 町 の責務

町は、いじめ防止及び解決を図るために必要な施策を講じなければならない。(第5条)

### 学校 の責務

学校は、保護者、関係機関等と連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。(第6条)

**児童生徒** 児童等は、いじめを行ってはならない。(第4条)

### いじめ防止や即時解決のために…

- ◎「**いじめ問題対策連絡協議会**」年2回 委員10人以内（行政職員、学識経験者、保護者代表、学校代表等）
  - ・いじめ防止等に関する基本方針の審議、対策に係る報告と検討等
- ◎「**坂祝町いじめ問題対策委員会**」委員5人以内（学識経験者、各種団体が推薦する者、保護者代表等）
  - ・いじめ防止等のための対策を実効的に行う
  - ・重大事態が発生した時は、教育委員会の諮問に応じ調査を行う。
- ◎「**坂祝町いじめ問題再調査委員会**」委員4人以内（学識経験者、各種団体が推薦する者、町長が必要と認める者等）
  - ・「いじめ問題対策委員会」による調査の再調査を行う

### 保護者 の責務

保護者は、児童生徒の教育について第一義的責任を有するものであって、自分の子どもがいじめを行うことがないよう、規範意識を養う等必要な指導を行うよう努める。

町及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めなければならない。(第7条)

### 町民及び関係機関 の責務

町民及び関係機関は、地域において児童生徒を見守り、声かけ等を行い、児童生徒が安心して生活することができる環境をつくるよう努めなければならない。

いじめを発見した時は、速やかに解決を図るよう努めるとともに、町、学校、関係機関に情報を提供しなければならない。(第8条)